

足監査公表第 2 号  
平成 25 年 2 月 26 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

なお、同法第 199 条の 2 の規定により、岩崎勝監査委員を除斥した。

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 黒 川 貫 男

記

1 監査の種類 財政援助団体等監査及び指定管理者監査

2 監査実施日 平成 25 年 1 月 30 日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
財団法人 足利市みどりと文 化・スポーツ財団	平成 23 年度 出資金 9,000,000 円 出捐金 30,000,000 円	出捐金等は目的に沿って運営管理され、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・退職給付引当金について、算出の誤りにより、引当金額が過小に計上されていた。 ・会計規定細則の規定に基づく小口現金出納帳を作成していない管理施設があった。
	平成 23 年度 足利市運動場指定管理料 84,898,000 円	事業は目的に沿って行われ、その経理事務については、適正に執行されたものと認められた。